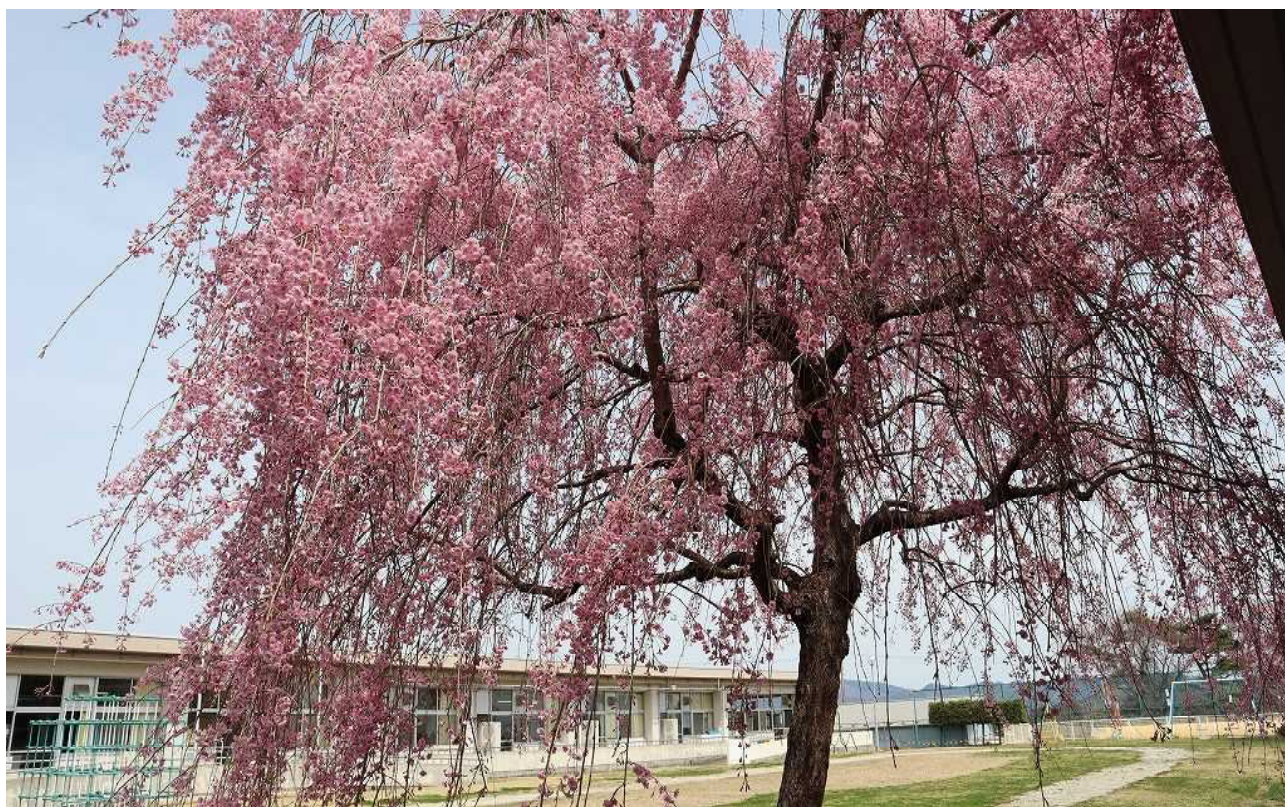


あゆみ

～家庭、学校、社会の協力と連携で進める進路指導～

(令和6年度改訂版)



宮城県立気仙沼支援学校 進路指導部

【表紙の写真】

本校校庭のシダレザクラ（校木） 撮影日：令和6年4月19日

シダレザクラ（枝垂桜）

枝がやわらかく枝垂れる桜の総称。

エドヒガンの系統が多く、品種もさまざまである。

ヤエベニシダレやベニシダレなどが有名。

花言葉は「優美」

参照：ウイキペディア

あゆみ ～ 目次 ～

I	進路をどのように考えたらよいか？	
1	進路とは	1
2	これからの社会は	1
3	社会参加・自立を目指して	1
II	どのように生活・指導していけばよいか？ [家庭・学校]	
1	能力・特性等をとらえておく	2
	1) 体力	
	2) 基本的な生活習慣	
	3) 社会への適応に必要な能力	
2	普段の学習の重点	2
	1) 早期から自立を目指した支援を	
	2) 実際の生活場面に即した支援を	
	3) 生活年齢を重視した支援を	
	4) 家庭と学校での連携した支援を	
3	子供とのかかわり方	3
	1) 主体性・自主性を育てる	
	2) 支援を工夫する	
4	社会的スキルの習得	3
	1) 生活に必要なスキル	
	2) 人間関係に必要なスキル	
	3) 職業・社会生活に必要なスキル	
5	余暇の過ごし方	4
	1) 余暇時間の意味	
	2) 家庭での余暇	
	3) 学校での余暇	
	4) 地域社会での余暇	
III	小学部、中学部、高等部の指導の重点	
1	小学部	5
	1) 指導の重点	
	2) 社会参加の基礎作りのために	

2	中学部	6
1)	指導の重点	
2)	社会参加への意欲と生活の中での自立度を高めていくために	
3)	進路関係行事(学部にかかわる主なもの)	
3	高等部	7
1)	指導の重点	
2)	将来の社会生活を想定し、実社会で役立ち、通用する力を身に付けるために	
3)	進路関係行事(学部にかかわる主なもの)	
IV	進路決定までの手続きをどうすればよいか?	
1	進路決定を進めていく上で	8
2	就職にかかわることについて	8~10
3	施設利用に関することについて	11~13
4	施設利用手続きについて	14
V	進路についての不安や悩みなどをどのように解決したらよいか?	
1	学校における進路相談の活用	14
2	相談支援事業の活用	15
VI	その他の福祉施策の活用	
1	療育手帳の利用	16~17
2	障害者総合支援法	
1)	日中一時支援	18
2)	短期入所(ショートステイ)	18~19
3)	共同生活援助(グループホーム)	19~20
4)	居宅介護	20
5)	自立訓練	20
6)	障害児通所支援(児童福祉法に基づく事業)	20~21
3	障害年金について	21
1)	障害基礎年金	
2)	障害厚生年金	
VII	資料	
1	気仙沼支援学校過去高等部卒業生の進路状況①②	22~23
2	高等部を中心にした主な進路選択のモデル図	24
3	気仙沼支援学校高等部進路指導の流れ	25

I 進路をどのように考えたらよいか？

1 進路とは

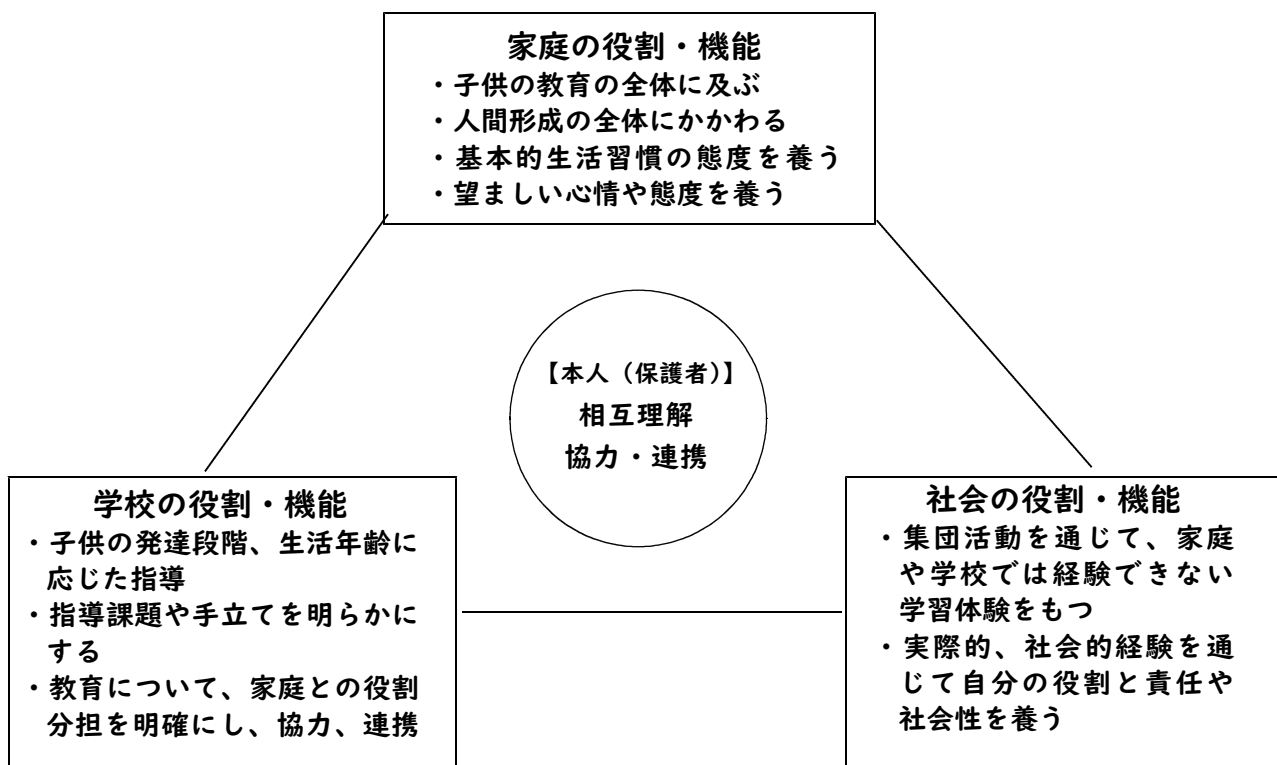
生徒一人一人の社会参加・自立（生きがいのある生活）を目指し、卒業後の生活において心身ともに豊かな生活の実現を目指す取り組みです。できる限り早い時期から様々な経験を通じてできることを増やしていくことが、社会参加・自立につながっていきます。

2 これからの社会は

障害がある、ないにかかわらず、女の人も男の人、お年寄りも若い人も、すべての人がお互いの人権（私たちが幸福に暮らしていくための権利）や尊厳（その人の人格を尊いものと認めて敬うこと）を大切に、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる「共生社会」が望まれます。

3 社会参加・自立を目指して

一人一人が、自分に合った社会参加・自立ができるようになるためには、本人を中心に据え、家庭、学校、地域社会が、それぞれの役割や機能を十分果たし、相互に連携していくことが大切です。



II どのように生活・指導していけばよいか？〔家庭・学校〕

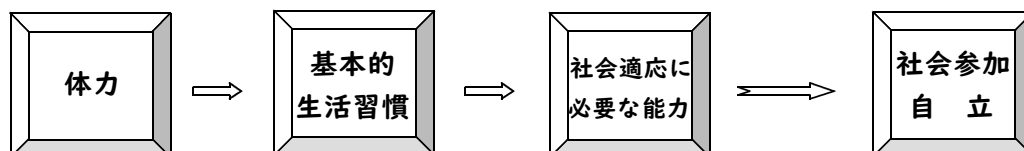
1 能力・特性等をとらえておく

1) 体力

生活していくための基盤となる体力…健康の自己管理ができているか
健康な体作りができているか
強い精神力をもっているか

2) 基本的な生活習慣……………「社会的スキル」(3ページ参照)

3) 社会への適応に必要な能力……………「社会的スキル」(3ページ参照)



2 普段の学習の重点

学習については、読み、書き、計算などの知識や技能も大切ですが、それ以前に生活の基本となる生活習慣・態度を身に付けることがより大切です。

1) 早期から自立を目指した支援を

着替えや食事、排せつ等、毎日の生活に関わる様々な事柄について、一人できることを増やすためには時間がかかります。早い時期から自立を目指した支援を早い時期から意識して取り組むことが大切です。

2) 実際の生活場面に即した支援を

学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいため、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することが大切です。

3) 生活年齢を重視した支援を

発達年齢を考慮しつつ、常に成長の可能性を見出し、生活年齢に応じた支援の仕方を工夫すれば、予想以上の成長をすることも期待できます。

4) 家庭と学校での連携した支援を

児童生徒の生活の中で、家庭で過ごす時間はその基盤となるものです。着替えや食事、排せつ等、日常生活に関係することを、家庭と学校で連携しながら、繰り返し指導していくことが、将来の社会参加や自立につながります。

3 子供とのかかわり方

1) 主体性・自主性を育てる

(1) 自分でできることを増やす

自分でできることが増えれば、日常生活の中で主体的な取り組みも増え、主体性の育成につながります。時間はかかりますが、できるようになる過程も大切にしながら取り組みたいものです。また、一人で何でもできることだけでなく、社会や人との関係の中で、どうできるかも大切です。

(2) 自主性を育てるには

厳しく教え込んでも、子供自身の感情が動かなければ、行動として身に付きません。自分からやりたいという気持ちが出ることを待つことが大切です。感情あるいは行動は、やる気や自信につながり、生き生きとした活動につながります。

2) 支援を工夫する

(1) 自発的行動を引き出す

「できるかもしれないからやらせてみよう」「今はできないができる方法は必ずある」といった期待をもった対応をすれば、子供の意欲を引き出し、力をつけることができます。

(2) 時には待つことも大事な支援

大人の立場や都合で手を出し、口を出し、子供を動かそうとするのではなく、適切な課題を準備し自力で解決できるまで、支援しながら待つことが大切です。すぐに教えるのではなく、本人が気づき、分かるような支援が大切です。

4 社会的スキルの習得

社会参加や自立には、「社会生活を送っていくために必要な対人的能力」といわれている社会的スキルを身につけることが大切です。このスキルが身に付いているかいないかによって、社会に適応できるかどうかが大きく左右されます。

1) 生活に必要なスキル

食事マナー、清潔さ、身だしなみ、着替え、排せつなど

2) 人間関係に必要なスキル

あいさつ、返事、言葉のやり取り、問題解決、協調性、信頼関係など

3) 職業・社会生活に必要なスキル

電話、交通機関の利用、時間の理解、お金の取り扱い、自動販売機の利用、簡単な計算、余暇の利用など

5 余暇の過ごし方

1) 余暇時間の意味

余暇とは、仕事と仕事の間や休み時間、休日などの自由な時間のことで、体や気持ちをリフレッシュさせ、仕事を含めた日常生活を頑張る力の基盤となる大切な時間です。

余暇時間を過ごすための余暇スキルを身に付けることは、自分から進んでできるが増えるだけではなく、生活の質の向上させることにもつながります。

2) 家庭での余暇

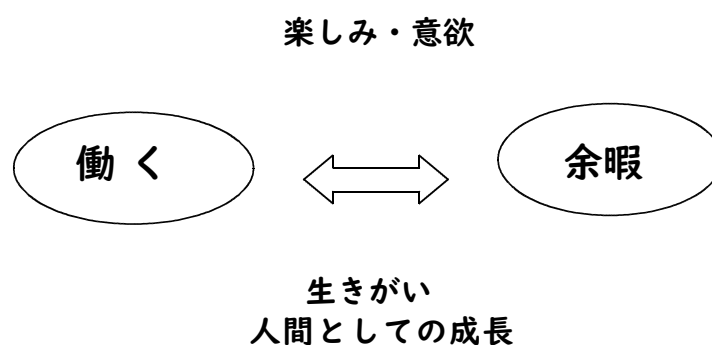
- ・遊ぶ楽しさを実感できるようにする（運動、ゲーム、遊園地等）
- ・趣味をもてるようにする（音楽、編物、読書等）
- ・趣味を生活の中に生かすようにする（料理、釣り、スポーツ等）

3) 学校での余暇

- ・主体的に遊べるようにする（遊び学習、休憩時間の利用等）
- ・遊ぶ楽しさを実感できるようにする（遊び学習、休憩時間の利用等）
- ・遊びや学習を生活に生かすようにする（校外学習、特別活動等）

4) 地域社会での余暇

- ・教育委員会、公民館等の講座への参加（音楽鑑賞、レクリエーション等）
- ・地域行事への参加（運動会、ハイキング、芋煮会等）
- ・地域サークル活動への参加（水泳・生花・書道・料理教室等）
- ・児童館、体育館、公園など公共施設の利用



Ⅲ 小学部、中学部、高等部の指導の重点

Ⅰ 小学部

1) 指導の重点

小学部は、社会参加の基礎作りの時期ととらえ、児童の実態や特性等に応じ、身に付けさせたい力を精選しながら指導を進めていきます。

- ①運動する楽しさを味わわせながら、健康的なからだづくりをする。
- ②身辺処理の力を身に付け、自分でできることは自分で行おうとする態度を育てる。
- ③教師や友達に自分の気持ちを伝えようとする態度を育てる。
- ④学校生活の見通しをもち、集団生活に必要な基本的な態度を育てる。
- ⑤学習したことを生活の中で生かせる力を育てる。
- ⑥係活動や手伝いを通し、自分からやってみようとする気持ちや態度を育てる。

2) 社会参加の基礎作りのために

①家庭で役割をもつこと

子供たちはお手伝いが大好きです。そして、それ以上に「ありがとう」と保護者をはじめ、周りの人にほめてもらうことに喜びを感じます。子供たちのできることは、日常生活の中でたくさんあります。ぜひお手伝いの機会を作っていただきたいと思います。

②簡単な手伝いや仕事に関心を持つこと

給食の準備、掃除、物を運ぶなどのお手伝い(働く活動)の積み重ねが、中学部、高等部での作業学習の基礎を作り、実社会で働く力を身に付けていきます。

(お手伝い例)

- ・ごみをごみ箱に捨てる。 ・食器の片付けをする。
- ・おもちゃの片付けをする。 ・夕食の皿を並べる。
- ・ポストから郵便物を取ってくる。

どんなに簡単な仕事でも、毎日続けることで大きな力となり、それが将来の自立した生活につながっていきます。

③身の回りの人たちとの関わりを持つこと

集団生活を送るためには、他者との協力・協調が必要になってきます。人と人との関係を通して、相手の気持ちを知り、関わり方を学んでいくことのできる体験を取り入れていくことが大切です。

2 中学部

1) 指導の重点

中学部は、小学部で身に付けてきた学習経験を基に、高等部進学や社会参加に向け、生徒一人一人の将来の生活を見据えながら、以下の項目を大切にし、生徒の特性に応じた指導計画を立て、学習を進められるようにしていきます。

- ①衛生面での意識の向上を図るとともに、健康なからだづくりや体力の向上を図る。
- ②社会生活に向けて基本的な生活習慣の確立を図る。
- ③自分の気持ちを伝え、他者と関わろうとする態度を育てる。
- ④集団生活に必要な基本的なルールを守って生活する態度を養う。
- ⑤生活経験の拡大を図り、進んで学習しようとする意欲を高める。
- ⑥生活に必要な言語、数量などの基礎的知識と技能を養う。
- ⑦将来の生活や進路について考える態度を養う。
- ⑧自分の役割を果たし、仲間と協力しながら働く態度を育てる。

2) 社会参加への意欲と生活の中での自立度を高めていくために

①社会参加への意欲を高めていくために

中学部では、高等部卒業後の一般就労や福祉サービス利用につながる作業学習が始まります。作業学習を通して、自分の役割を果たすことの大切さや、製品を完成させる喜びを知ることにより、働くことや社会参加への意欲を少しずつ高めていきます。

②生活の中での自立的な活動を大切に

将来の社会参加に必要な力も少しずつ身に付けていきたい時期です。無理のないところから、自分のことは自分でする経験や、家庭でのお手伝いへの取り組みなど、生活の中に自立的な活動を取り入れていくことも大切です。

3) 進路関係行事（学部にかかわる主なもの）

①現場実習：令和6年7月1日（月）～7月5日（金）

※実習先の状況により上記以外で調整する場合があります。

②施設見学：令和6年9月3日（火） 気仙沼市内の福祉サービス事業所

3 高等部

1) 指導の重点

高等部は、学校教育の最終段階であり、生徒が卒業後に社会的自立をしていく姿を想定しながら、必要とされる力を可能な限り育成していきます。

- ①働くために必要な体力の向上と、健康的なからだづくりをする。
- ②自立と社会生活に向けた望ましい生活習慣を育てる。
- ③積極的に自分の気持ちを伝え、他者と関わろうとする態度を育てる。
- ④集団生活に必要な基本的な態度や技能を養う。
- ⑤相手に対する思いやりや感謝の気持ちを育む。
- ⑥言語、数量などの基礎的知識と技能を養い、生活の中で活用できる力を育てる。
- ⑦将来の社会的自立のため、自分の進路について考える態度を養う。
- ⑧自分の役割を自覚し、最後までやり抜こうとする態度を養う。

2) 将来の社会生活を想定し、実社会で役立ち、通用する力を身につけるために

①実社会で生活することを想定した支援を

学校で適応できることだけを目標にするのではなく、実社会でできることを目標にします。

②可能性を広げる支援を

できないことや苦手なことに目が向いてしまいがちですが、誰もが成功や失敗を繰り返しながら成長していきます。状況に応じて、「どうしたらできるか。」「このように支援したらできるんじゃないか。」という視点で支援をすることで、本人の可能性が大きく広がる可能性があります。

③人間関係を大切にした支援を

様々な場面を通じ、多くの人と関わる機会をつくることは、いろいろな人からの支援を受け入れて活動する成功体験につながります。また、卒業後の社会参加の幅を広げることにもなります。

3) 進路関係行事（学部に関わる主なもの）

①現場実習

- ・前期：令和6年6月17日（月）～6月28日（金）
※上記期間中、高等部1年は校内での実習となります。
- ・後期：令和6年10月21日（月）～11月1日（金）
※上記期間中、全学年とも校外での実習となります。

②事業所見学

- ・令和6年8月29日（木） ※全学年とも同日で実施

IV 進路決定までの手続きをどうすればよいか？

1 進路決定を進めていく上で

1) 進路決定までの考え方

進路を決める上で大切なことは、児童生徒本人が自分で選び決定することです。自分で選ぶためには、それぞれの事業所（企業・施設）がどんなところなのかについて、情報を得る必要が出てきます。また、その事業所が本人にとって行きたい場所であるかどうか、を確認するための体験的な機会も必要になってきます。まずは、いろいろな事業所の情報を集めるとともに、現地に足を運んでの見学や在学中から利用できる福祉サービスの活用、現場実習等を通して、本人が自分で選ぶことができる環境を整えていきましょう。

2) 進路決定までの手順

①自分自身を理解する（保護者と教師も子供を理解する）

自分の能力や適性、興味関心等

②情報を入手する

学校の個別面談や進路ガイダンス、事業所見学（中・高）、現場実習（中・高）を御活用ください。また、見学を希望する事業所がある場合は、担任まで御相談ください。

③相談し、助言を受ける

学校の個別面談や職業安定所、福祉事務所、相談支援事業所など、各種相談窓口を御活用ください。

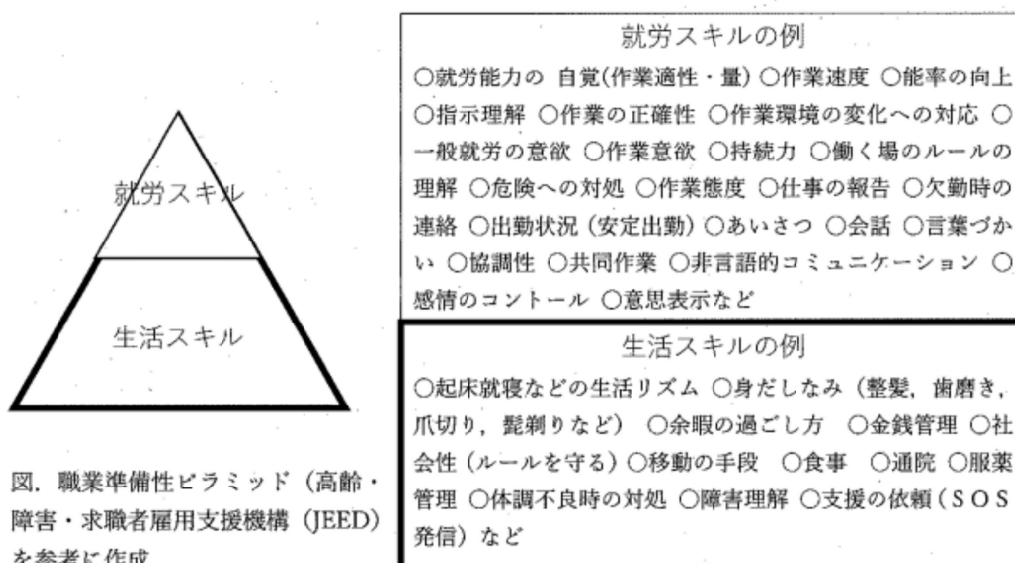
④進路決定

本人の意思決定を大切に（保護者と教師も子供の最良の進路を考慮）

2 就職にかかわることについて

1) 働くための土台づくりを

企業への障害者雇用（一般就労）を目指すとき、下図の職業適性ピラミッドの中で上位に位置する「就労スキル」を高めることに目が向きます。しかし、「就労スキル」はその土台となる「生活スキル」によって支えられます。働くための土台をしっかりと固めていくことが、長く安定した就労生活につながっていきます。



2) 就職相談

- (1) ハローワーク気仙沼………求職相談の窓口、職業紹介・指導、職業訓練の
(気仙沼公共職業安定所) 斡旋、就職後のアフターケア、雇用保険失業給付、助成金申請等

〒988-0077

気仙沼市古町三丁目3-8 気仙沼駅前プラザ2階 Tel 24-1716

- ◎就職活動を応援してくれる制度や施策は、年々充実してきています。利用できる支援策を上手に使いこなして、就職活動の味方にしましょう。

特定求職者雇用開発助成金 ※適用には条件あるので確認が必要

障害者等の就職が特に困難な方をハローワーク等の紹介により新たに雇い入れた事業所に対して、その賃金の一部を一定期間助成することにより、雇用機会の増大を図るものです。

障害者トライアル雇用 ※適用には条件あるので確認が必要

ハローワーク等の紹介で障害者を短期間（原則3か月間）雇用し、その間仕事に必要な指導や教育訓練を実施する事業主に対し、奨励金を支給するものです。トライアル雇用終了後の本採用を企業に義務づけるものではありません。

事業主にとっては、採用候補者の能力を時間をかけて見極めることができます。

応募者にとっては、実際に賃金を得て働きながら、必要な指導・教育訓練を受け、本採用につなげる可能性を広げることができます。

- (2) 宮城障害者職業センター………就職相談～アフターケア
・職業能力、適性等の評価と判定
・職業指導、職場適応指導
・ジョブコーチ

〒983-0836

仙台市宮城野区幸町4-6-1 Tel 022-257-5601

- (3) 障害者就業・生活支援センター「かなえ」(国・県委託事業)

- ①目的 雇用・福祉・医療・教育等の関係機関と協力しながら、障害のある方が働いたり、生活したりしていくための相談や就職のあっせん、就労を継続するための支援をする機関です。

- ②委託先 社会福祉法人洗心会

- ③連絡先 〒988-0002 気仙沼市錦町1丁目2-1 「やすらぎ」内

TEL 0226-24-5162

FAX 0226-24-5169

Eメールsenshin-shien03@ever.ocn.ne.jp

- ④対象 気仙沼市・南三陸町にお住まいの方。

障害を持ち、一般企業での就職を希望する方及びすでに就職されている方。

- ⑤対象 月～金 9:00～17:00

(日祝祭日は休み、土曜日は予約相談のみ対応)

3) 職業訓練

【国立県宮城障害者職業能力開発校】

〒981-0911

仙台市青葉区台原5-15-1 TEL022-233-3124

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/miyashou/>

(1) 訓練の目的

就職に必要な知識と技能を身に付け、社会の発展に寄与する技能者を養成する。

(2) 訓練期間及び訓練内容など

訓練職種	定員	訓練期間	訓練内容
総合実務科	20名	1年	物流管理や販売管理などの訓練をとおして、コミュニケーション力、接遇、マナー等の社会人基礎力を高めながら終業後の実務作業に関する幅広い知識・技能を身につけます。

(3) 応募対象者

- ・療育手帳をお持ちの方で症状が安定しており、訓練に支障のない方。
- ・中学校卒業（見込み）以上の方。
- ・集団生活に支障のない方。
- ・就職の意思のある方。

(4) 応募手続き

所管の公共職業安定所に必要書類の提出と求職登録が必要です。

(5) 選考

適性試験及び人物考査（面接等）

(6) 経費（令和6年度入校案内より）

- ・入学金、授業料無料
- ・入校時には教科書代・作業着代として40,000円程度必要です。
- ・食堂を利用する際は食費が必要です（毎月8,000円程度）。
- ・令和3年度の食費及び寮費は以下の通りです。
寮費9,000円（入寮する人数や光熱水費の上昇などにより変動）
食費1日あたり1,060円
（朝食270円、昼食380円、夕食410円）
※朝昼夕とすべての食事をとった場合、1か月あたり、約40,000円程度の経費がかかります。
その他にエアコン代、寝具クリーニング代等がかかります。

(7) その他

- ・訓練終了後の就職については、在校中に公共職業安定所を通じて斡旋されます。
- ・身体障害者を対象とした、パソコンや簿記等の訓練コースもあります。

3 施設利用に関することについて ～気仙沼市、南三陸町の施設～

(1) 就労移行支援事業所（障害支援区分の制限なし）

一般企業への就労が可能と見込まれる方に対し、概ね2年以内の期間において、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練を行います。（※）

HOPE GARDEN 気仙沼	気仙沼市田中前3丁目1-23	☎0226-25-7679
<p>障害のある方で、一般就労を希望する方を対象に、その方の特性に応じて持続した各種トレーニングを2年間を通して行います。働くために必要な知識や対人技能、援体力の向上を図ります。また社会性を身につけ、自立に向けた支援を「就労移行支援プログラム」に沿い、丁寧に進めていきます。また、社会や職場で必要な対人スキル、自己覚知、パソコン、iPad、生産活動、希望により各種検定対応、職場実習、就職にも付随するものです。有事等の際に備えた在宅訓練も対応可能です。昼食、送迎対応も行っています。OB会があります。</p>		
就労サポートセンターとれいん	気仙沼市本郷11-10	☎0226-25-9123
<p>一般就労を希望する障害のある方に対し、特性に合った機能訓練として、継続的なトレーニング（ビジネスマナー、SST、パソコン、文章理解、体力づくり等）や、企業見学や企業実習を行い、社会的自立のための支援を行います。研修会・講習会への参加や職場定着している先輩との交流会を行い、意見交換の機会を通して就労の実現を目指します。</p>		

(2) 就労継続支援A型事業所（雇用型）※現在、当地域にA型の指定事業所なし。

(3) 就労継続支援B型事業所（非雇用型）（障害支援区分の制限なし）

一般企業への就労が難しい方に対し、生産活動などの機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。（※）

ワークショップひまわり	気仙沼市赤岩牧沢38-3	☎0226-24-8255
<p>一般の職場で働くことが困難な方に様々な生産活動の機会を提供し、自主性や自発性を育むと共に、その方にとって「自分らしく活躍できる場」となるよう取り組んでいます。作業内容は、観光地、公共トイレの清掃や除草、野菜・花苗の生産販売、牛乳パックリサイクル作業等の諸軽作業。</p>		
ワークショップふれあい	気仙沼市唐桑町只越346-20	☎0226-25-8750
<p>一般の職場で働くことが困難な人でも様々な生産活動の機会を提供し、自立や自主性を育むと共に自身に自信を持てるようなスキルの習得を目指しています。作業内容は、屋内外の施設清掃や除草、野菜や花苗の販売等、屋内での牛乳パックリサイクル作業の他、諸軽作業。</p>		
気仙沼市松峰園	気仙沼市松崎柳沢216-8	☎0226-23-9922
<p>通常の事業所で働くことが困難な障害のある方を対象に、就労の機会や生産活動、その他の活動の機会を提供し、知識や能力向上のための訓練・支援を行い、社会生活の自立を目指すことを目的としています。作業は、手作業によるツバキ葉洗浄作業、木工作业、菓子製造、紙工作业、外部清掃作業などを行っています。</p>		
幸町ランチ	気仙沼市松崎面瀬17-1	☎0226-23-2535
<p>一般の職場で働くことが困難な人に就労の機会の提供や、生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を目的とする。作業内容は受託施設の清掃、受託水産加工・袋詰め等。</p>		
働希舎かもみ～	気仙沼市古町3丁目3-8	☎0226-28-9968
<p>利用者の特性に合わせた生活訓練及び創作・生産活動を行い、地域の中で暮らすことを目的とする。生産活動として、かもみ～るキッチン（季節の果実のジャム・フアラオのパン・菓子作り）、ファームでの農作業、店舗内・各イベントマルシェでの販売トレーニングなど、また受託作業等も行っている。</p>		

Orange Mates	気仙沼市三日町2-2-15	☎0226-25-7515
<p>Orange Mates (オレンジメイツ) では、利用者の健康増進 (体力作り、食事) に取り組みながら生産活動を通じて社会参加 (交流、就労体験) の機会を広げていく活動を行います。「農業・ガーデニング」、「パソコンでの広報誌制作」、「創作活動」、「オレンジマルシェ」その他毎月外部講師による健康体操や音楽療法、レクレーションタイムを予定しています。</p>		

- (4) 生活介護事業所 (障害支援区分3以上、50歳以上は区分2以上)
 常に介護を必要としている方に、入浴、排せつ、食事の介護等を提供するとともに、創作活動または生産活動の機会を提供する日中のサービスです。(※)

只越荘	気仙沼市唐桑町只越346-17	☎0226-31-2131
<p>18歳以上の身体に障害のある方に対して、健康チェック、昼食、入浴、送迎のサービスや機能訓練、諸活動により、潤いのある日常生活ができるよう、自立への支援を行います。</p>		
気仙沼市みのりの園	気仙沼市本吉町中島358-1	☎0226-42-3730
<p>心身の障害により、就労が困難な方々に対し、安定した日常生活や社会参加が営むことができるよう、受託作業を中心とした生産活動や文化的活動、その他の活動の機会を提供しながら、日常生活能力の維持向上を目指し、自分らしい生活が送れるよう支援します。</p>		
夢の森	気仙沼市赤岩大滝2-1	☎0226-25-3445
<p>障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、日常生活上必要な支援や相談、創作活動の機会を提供しています。事業の実施にあたっては利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</p>		
すろーらいふ (共生型)	気仙沼市台249-3	☎0226-25-7281
<p>18歳以上で生活介護事業所利用相当の障害支援区分認定を受けた方を対象に、日常生活上必要な介護や創作・生産活動の機会の提供等を行っている。</p>		
指定生活介護すてっぷ	気仙沼市本吉町登米沢47-2	☎0226-25-7710
<p>18歳以上の心身に障害があり、障害区分の認定を受けられた方を対象に排泄や食事の介護を行うとともに、作業療法士による機能訓練のほか、創作的活動や生産活動の機会を提供しています。</p>		
いっぼ	気仙沼市物倉山6	☎0226-37-4585
<p>いっぼは、利用される方の「楽しい気持ち」や「人とのつながり」を大切に、「自分らしく生き、笑顔で生活を送る」ことを基本として、日々の支援を行っています。感謝の気持ちを忘れず、地域貢献に努めます。</p>		
のぞみ福祉作業所	南三陸町歌津字伊里前325-2	☎0226-37-4585
<p>学齢を超えた在宅の心身障害者で通所可能な方々を対象に、作業訓練を基本とし、図心り、社会参加の意欲を高めるよう支援し、紙漉き、はがき製造、受託作業等の生産活動も提供しています。</p>		

(5) 地域活動支援センター（障害支援区分の制限なし）

創作的活動または生産活動の機会を提供することによる作業指導、生活訓練、機能訓練及び社会との交流事業を行い、社会適応訓練等、障害のある方の実情に応じた支援を行います。(※)

地域活動支援センター オレンジエッグ気仙沼市東新城2-5-4 ☎0226-25-7515
(1) 創作活動 (2) 生産活動 (3) 地域社会との交流の機会の提供 (4) 自立への生活訓練

南三陸町相談支援センター風の里 南三陸町志津川字沼田14-3 ☎0226-29-6442
在宅障害者に対し、通所による生活訓練、作業訓練を行う場とし、当事者の日常生活の自立、社会復帰及び社会参加の促進を支援する。支援内容は、PPバンドやクラフトバンドを使用した製品や作品作り、シール貼り等の受託作業、各種清掃作業等を御本人の希望に添った支援を行います。

(6) 入所施設（障害支援区分4以上、50歳以上は区分3以上）

自宅での生活が難しく施設に入所する方に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(※)

只越荘 気仙沼市唐桑町只越346-17 ☎0226-31-2131
18歳以上で重度の身体障害により、家庭での介護・支援が困難な方に対して、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供する施設で、利用される方の障害状況や希望を踏まえたプランにより自立への支援を行います。
高松園 気仙沼市唐桑町浦195 ☎0226-32-4143
18歳以上の知的障害者を対象に、更生に必要な指導及び職業指導訓練を行い、保護と社会的更生を図ることを目的とする。作業内容は、しいたけ栽培、農耕など。
第二高松園 気仙沼市唐桑町只越366-5 ☎0226-32-3055
18歳以上の自立生活が困難で身体的諸機能が低下が著しい知的障害者を対象として、よい環境と保護のもとに生きがいとやすらぎを見出し、可能な限り社会参加を目指す。

(※) は「気仙沼市障害福祉サービスガイドブック」から引用

4 施設利用手続きについて

(1) 相談と申し込み先

- ①気仙沼市保健福祉部社会福祉課障害福祉係、南三陸町保健福祉課社会福祉係
- ②東部児童相談所気仙沼支所（18歳未満の場合：障害児施設、重症心身障害児施設等）

(2) 留意点

- ①今後手続きに関しては変わっていく可能性があります。詳しいことは上記の事務所等にご相談下さい。
- ②入所判定は、行わない場合もあります。
- ③待機の申込が多い施設…重症心身障害児施設（西多賀病院、宮城病院、エコー療育園）
- ④利用者は、市町村に自立支援給付の支給申請をし、施設と契約を行います。
- ⑤障害児施設や重症心身障害児施設等は東部児童相談所気仙沼支所へ相談して下さい。なお、障害児施設等も平成18年10月からは措置から契約方式に変わりました。

V 進路についての不安や悩みなどをどのように解決したらよいか？

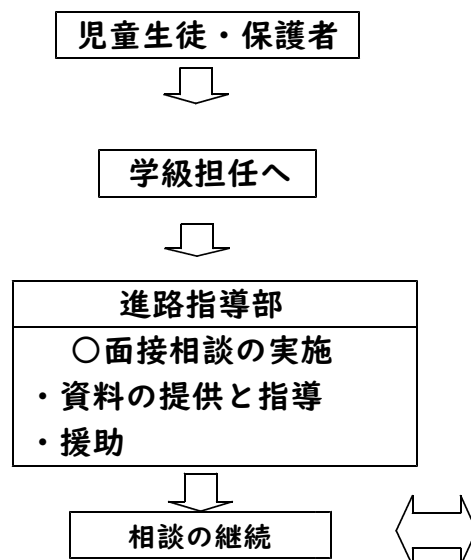
I 学校における進路相談の活用

1) 目的

児童生徒や保護者の方々の進路指導にかかわる様々な不安や悩みに対応し、指導・援助の内容・方法について、学校内や関係諸機関と連携を図り、指導に生かしていきます。

2) 相談の方法(相談の流れ)

(1) 随時



(2) 定期

- ①個別面談週間
- ②小・中・高各学部の進路指導計画による
- ③授業参観日

必要に応じ、校内組織及び福祉・医療機関との連携

2 相談支援事業の活用

(1) 各市町村に設置されている総合的な相談窓口

1) 気仙沼市障害者生活支援センター **気仙沼市の相談支援事業（市委託事業）**の活用

①目的

障害者（児）の生活に関する諸々の相談に対応し、生きがいをもって社会参加や自立した生活ができるように支援していくための機関です。

②実施機関

社会福祉法人 洗心会 気仙沼市障害者生活支援センター
〒988-0002 気仙沼市錦町1丁目2-1「気仙沼市市民福祉センターやすらぎ」内
TEL 0226-24-5161 携帯090-5357-6084
FAX 0226-24-5169 Eメール sensin-shien02@car.ocn.ne.jp

③事業内容

- ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・当事者による相談（ピアカウンセリング）
- ・権利の擁護のために必要な援助
- ・障害者等の交流及び自立の訓練等に関する事業実施に関する業務
- ・地域自立支援協議会の運営等
- ・専門機関の紹介
- ・前号に掲げるもののほか、障害者の生活支援及び自立支援に関する業務

④利用方法

- ・電話相談、訪問相談、来所相談、FAX・メールにても受け付けます。
- ・相談内容は守秘義務を厳守します。
- ・相談は無料ですので気軽にご相談ください。
- ・開設 月～金 9：00～17：00（土曜日は予約相談のみ対応）
※日・祝日は休み
※緊急時は転送電話にて24時間対応いたします。

⑤利用対象（原則として）

- ・気仙沼市にお住まいの障害児（者）

2) 南三陸町相談支援センター **南三陸町の相談支援事業（町委託事業）**の活用

①実施機関

社会福祉法人 洗心会 南三陸町相談支援センター
〒986-0725 本吉郡南三陸町志津川沼田14-3
TEL 0226-29-6442 携帯080-2820-8788
FAX 0226-29-6441

②開設時間 平日（月～金）9：00～17：00 ※日・祝日は休み

③利用対象（原則として）

- ・南三陸町にお住まいの障害児（者）

(2) 計画相談支援

障害のある方のサービス利用について相談を受け、サービス等利用計画を作成します。
（「気仙沼市障害福祉サービスガイドブック」より引用）

①気仙沼市障害者生活支援センター	TEL 0226 (24) 5161
②松峰園相談支援センター	TEL 0226 (23) 9922
③キングス・ビレッジ相談支援室	TEL 0226 (25) 7882
④ほっとオレンジ	TEL 080 (1822) 3163
⑤相談支援センターじょいん	TEL 0226 (25) 7501
⑥相談支援事業所支援ネット・もとよし	TEL 0226 (25) 7720
⑦南三陸町相談支援センター	TEL 0226 (29) 6442

VI その他の福祉施策の活用

I 療育手帳の利用

1) 療育手帳とは

知的障害児や知的障害者の方々に、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするためのものです。

2) 対象者

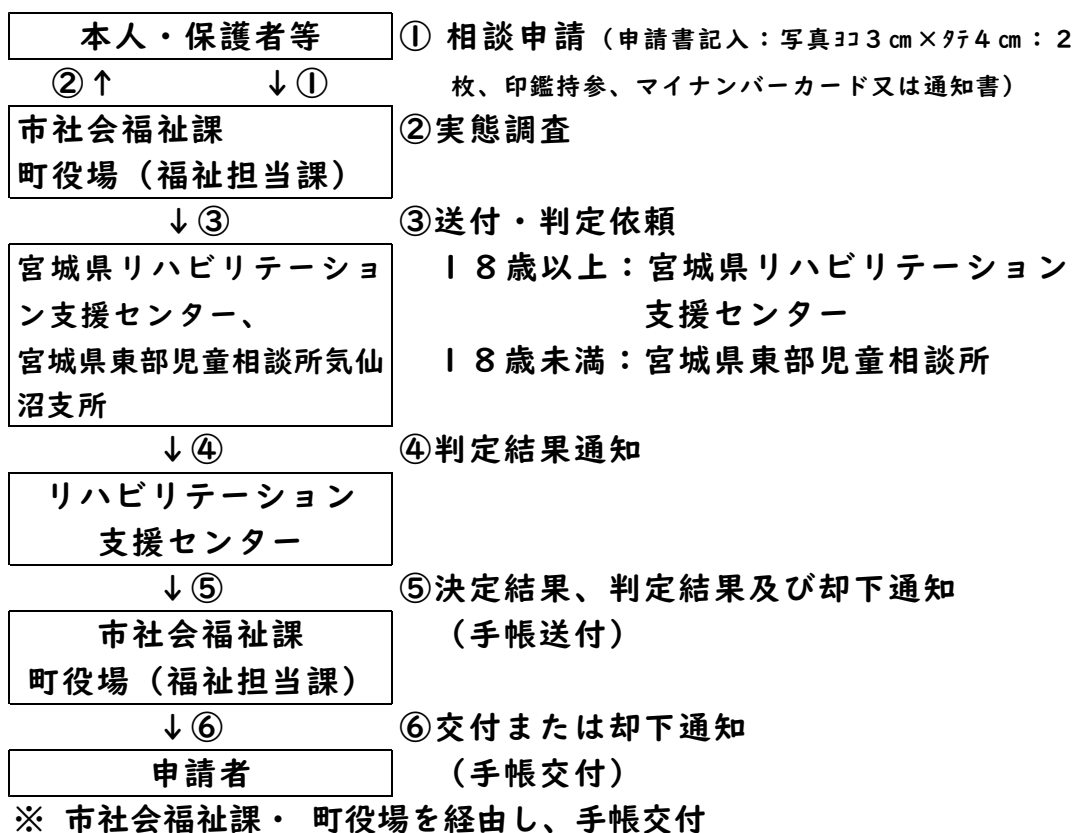
宮城県東部児童相談所気仙沼支所又は宮城県リハビリテーション支援センターにおいて、知的障害と判定された方。

3) 交付申請手続き

(1) 申請窓口……※18歳未満：市子ども家庭課

※18歳以上：市社会福祉課、町福祉担当課

(2) 手続き(事務の流れ)



(3) 交付後必要とする届出事項

- ① 本人の居住地、氏名が変わった場合
- ② 保護者の居住地、氏名が変わった場合
- ③ 手帳を紛失、破損した場合

4) 交付後の確認

原則として18歳未満は2～3年ごとに、18歳以上は5～10年ごとに、障害の程度を確認するため、宮城県東部児童相談所気仙沼支所又は宮城県リハビリテーション支援センターにおいて判定を行うことになっています。

5) 援助措置

療育手帳は、障害の程度により、A又はBに区分され、障害の程度に応じて次のような援助措置があります。

- (1) 国税、地方税の優遇措置
- (2) 心身障害者扶養共済制度への加入

※詳細は、市社会福祉課、町保健福祉課でお尋ねください。

【療育手帳「A」の場合】

援助措置	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当の受給資格認定 ・障害者医療費助成（所得によっては非該当の場合あり） 			
所得税・住民税	・特別障害者控除があります。			
自動車税・軽自動車税・自動車取得税	・介護をするために、生計を一にしている家族に減免があります。			
特別児童扶養手当の診断書の省略	・受給資格認定及び障害に関わる再判定のために必要とされる診断書の提出が省略できる場合があります。			
航空運賃の割引	・本人、介護者1名まで割引を受けられます。			
有料道路通行料金の割引	・手帳の交付を受けている本人を乗せて、介護者が運転する場合、50%の通行料金の割引を受けられます。			
JRの運賃割引	利用区分	対象乗車券	割引取扱区間	割引率
	・本人が単独で利用	・普通乗車券	・片道100kmを超える各駅相互間	50%
	・本人が介護者付き添いで利用	<ul style="list-style-type: none"> ・普通乗車券 ・定期券（小児を除く） ・回数券 ・急行券 	・各駅相互間	50%（介護者も同率）
JR以外の交通機関の運賃割引	・JR以外の公営、民営の鉄道、タクシー、バスなどにおいて割引を行っている場合があるので、関係機関で確認してください。			
NHK受信料の免除	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者がいる世帯で、その世帯のすべての人の市町村民税が非課税の場合に全額免除になります。 ・世帯主が重度の障害者の場合に半額免除になります。（世帯主が受信契約者の場合に限り） 			
市障害者社会参加促進助成券（タクシー券、燃料券）の交付	詳しくは、市社会福祉課障害福祉係、唐桑総合支所市民福祉課、本吉総合支所市民福祉課まで。			

【療育手帳「B」の場合】

所得税、住民税	・障害者控除があります。			
JRの運賃割引	利用区分	対象乗車券	割引取扱区間	割引率
	・本人が単独で利用	・普通乗車券	・片道100kmを超える各駅相互間	50%
	・12歳未満の本人が介護者付き添いで利用	・定期乗車券	・各駅相互間	介護者のみ50%
JR以外の交通機関の運賃割引	・JR以外の公営、民営の鉄道、タクシー、バスなどにおいて割引を行っている場合があるので、関係機関で確認してください。			
NHK受信料の免除	・知的障害者がいる世帯で、その世帯のすべての市町村民税が非課税の場合に全額免除になります。			
航空運賃の割引	・本人のみ割引を受けられます。			
軽自動車税	・本人または同一世帯の方が所有する自動車を専ら障害者の通学通所、通院、生業のために利用する場合、減免を受けられます。			

2 障害者総合支援法

1) 日中一時支援（障害支援区分の制限なし）

(1) 日中一時支援とは

障害者等を日中一時的に預かり、見守る等の支援を行うサービスです。宿泊を伴わない利用に限ります。

(2) 対象者は

- ・知的障害児（者）・身体障害児（者）・精神障害児（者）・難病患者等
- ・早期の療育が必要と認められる児童等

(3) 利用できる施設（気仙沼市及び近隣）

①高松園〔気仙沼市〕	TEL 0226(32)4143
②第二高松園〔気仙沼市〕	TEL 0226(32)3055
③夢の森〔気仙沼市〕	TEL 0226(25)3445
④ほっぷ〔気仙沼市〕	TEL 0226(25)7710
⑤オレンジエッグ〔気仙沼市〕	TEL 0226(25)7515
⑥いっぽ〔気仙沼市〕	TEL 0226(37)4585
⑦若草園〔登米市〕	TEL 0220(53)4611

(4) 利用者負担

原則的にサービス利用料として1割負担ですが、本人や本人（又は保護者）の属する世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

(5) 利用する際の手続きの問合せ先

気仙沼市社会福祉課（22-6600 内線437）、南三陸町保健福祉課（46-5113）

実際の利用に関しては、各自で施設に連絡を取っていただくか、障害者生活支援センターまたは各相談支援事業所に御相談ください。

2) 短期入所（ショートステイ）（障害支援区分1以上）

(1) 短期入所（ショートステイ）とは

心身障害児（者）を介護している家族等が、家庭の事情で一時的に介護できなくなる場合に、心身障害児（者）を施設でお預かりする制度です。

※18歳未満の方については申請後利用が可能となりますが、18歳以上の方は障害支援区分が必要となります。

(2) 対象者は

日中一時支援と同様です。

(3) 利用できる施設（気仙沼市・近隣）

①只越荘〔気仙沼市〕	TEL 0226(31)2131
②高松園〔気仙沼市〕	TEL 0226(32)4143
③第二高松園〔気仙沼市〕	TEL 0226(32)3055
④ケアホームめぐみ〔気仙沼市〕	TEL 0226(42)3211
⑤ケアホームめぐみ猪の鼻〔気仙沼市〕	TEL 0226(43)2411
⑥ほっぷ〔気仙沼市〕	TEL 0226(25)7710
⑦リバーサイド春園〔気仙沼市〕	TEL 0226(24)1732
⑧サンシャイン合同会社〔気仙沼市〕	TEL 090(9036)8392
⑨若草園〔登米市〕	TEL 0220(53)4611

(4) 利用する際の理由は

疾病、出産、冠婚葬祭、などのために自宅での介護が行えない場合

(5) 利用する際の手続きの問い合わせ先

気仙沼市社会福祉課 (22-6600 内線438)、南三陸町保健福祉課 (46-5113)

実際の利用に関しては、各相談支援事業所に御相談ください。

(6) 持ち物(準備物) ※利用予定の施設に確認してください。

- ① 衣類(着替えを含め、日常生活に不自由しない数量)
- ② 作業着、長靴
- ③ 洗面用具類(洗面器、タオル、バスタオル、コップ、歯ブラシなど)
- ④ 上履き
- ⑤ 薬(服薬中の場合)
- ⑥ 小遣い(3,000円程度)
- ⑦ 健康保険被保険者証の写し

※ 利用する施設によって、持ち物が異なる場合があります。

(7) 利用者負担

原則的にサービス利用料として1割負担ですが、本人や本人(又は保護者)の属する世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設定されます。その他に食事代等の自己負担がありますが、低所得世帯には軽減措置があります。

3) 共同生活援助(グループホーム)(障害支援区分1以上)

(1) 共同生活援助とは

単身での生活に不安がある障害者の調理・洗濯等の家事や、生活に関する相談や助言など、日常生活上の援助・介護を受けながら、地域で共同生活を行います。

(2) 対象者

知的障害者・精神障害者・身体障害者・難病患者等

(3) 利用できる施設(気仙沼市)

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ①グループホーム ラ・マンチャ [気仙沼市] | TEL 0226 (22) 8185 |
| ②宿浦荘 [気仙沼市] | TEL 0226 (32) 3101 |
| ③つばき荘 [気仙沼市] | TEL 同上 |
| ④しゃくなげ [気仙沼市] | TEL 同上 |
| ⑤サンポート [気仙沼市] | TEL 同上 |
| ⑥白浜荘 [気仙沼市] | TEL 同上 |
| ⑦ケアホームめぐみ [気仙沼市] | TEL 0226 (42) 3211 |
| ⑧ケアホームめぐみ猪の鼻 [気仙沼市] | TEL 0226 (43) 2411 |
| ⑨つばさ [気仙沼市] | TEL 0226 (23) 3115 |
| ⑩アットホームオレンジ [気仙沼市] | TEL 0226 (25) 7515 |
| ⑪仲町ブランチ [気仙沼市] | TEL 0226 (25) 7882 |
| ⑫サンハイツ [気仙沼市] | TEL 090 (9036) 8392 |

(4) 利用者負担

サービス利用料…原則として1割負担ですが、本人や本人の属する世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設定されます。

生活費…4～6万円(家賃・食費・光熱費など。施設によっては金額が異なります)

(5) 利用の手続き

気仙沼市社会福祉課(22-6600 内線437)、南三陸町保健福祉課(46-5113)

4) 居宅介護(障害支援区分1以上)

(1) 居宅介護とは

日常生活を営むのに支障がある障害児(者)のいる家庭に、ホームヘルパーを派遣して、介護や家事の日常生活のお世話や、生活に関する相談・助言などを行うサービスです。

(2) サービスの内容

①身体介護…食事、排泄、衣類着脱、入浴の介護、身体の清拭、洗髪、通院等の介護、その他必要な身体の介護

②家事援助…調理、衣類の洗濯、住居等の掃除、整理整頓、生活必需品の買物等

(3) 利用者負担…原則として1割負担ですが、本人や本人の属する世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設定されます

(4) 利用手続き

気仙沼市社会福祉課(22-6600 内線437)、南三陸町保健福祉課(46-5113)

※18歳以上の方は、「障害支援区分」の判定手続きが必要になります。

5) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)(障害支援区分の制限なし)

(1) 自立訓練とは

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

(2) 対象者は

・知的障害者・身体障害者・精神障害者・難病患者等

(3) 利用できる施設(気仙沼市及び近隣)

・ぷらっと(気仙沼市)

TEL 0226(25)7939

6) 障害児通所支援(児童福祉法に基づく事業)

(1) 児童発達支援

障害児を対象として、施設において日常生活における基本動作の指導、集団参加、集団への適応訓練を行います。

《利用できる施設》

①(気仙沼市)マザーズホーム

TEL 0226(22)6683

②(気仙沼市)いっぽ

TEL 0226(37)4585

③(気仙沼市本吉町)ほっぷ

TEL 0226(25)7710

④(南三陸町歌津)にじのわ

TEL 0226(25)9951

⑤(登米市中田町)にこま～る中田

TEL 0220(44)4171

(2) 居宅訪問型児童発達支援

外出することが困難な重度の障害のあるお子様に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導を行います。

《利用できる施設》

(気仙沼市) いっぼ

TEL 0226 (37) 4585

(3) 放課後等デイサービス

障害児を対象として、放課後または長期休暇中に施設において生活能力向上のための訓練や、社会との交流活動などを行います。

《利用できる施設》

① (気仙沼市) マザーズホーム

TEL 0226 (22) 6683

② (気仙沼市) オレンジキッズ

TEL 080(8215)1697

③ (気仙沼市) オレンジティーンズ

TEL 080(1697)7611

④ (気仙沼市本吉町) ほっぷ

TEL 0226 (25) 7710

⑤ (気仙沼市) いっぼ

TEL 0226 (37) 4585

⑥ (南三陸町歌津) にじのわ

TEL 0226 (25) 9951

⑦ (登米市中田町) にこま～る中田

TEL 0220 (44) 4171

⑧ (陸前高田市) アップル

TEL 0192 (47) 4652

(4) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のあるお子様を対象にして、支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

《利用できる施設》

マザーズホーム

TEL 0226 (22) 6683

(5) 利用者負担

原則的には1割負担ですが、本人や本人(又は保護者)の属する世帯の所得等に応じて月額負担上限額が設定されます。

(6) 利用手続き

気仙沼市社会福祉課(22-6600 内線437)、南三陸町保健福祉課(46-5113)

3 障害年金について ※申請が必要です

1) 障害基礎年金

障害の原因となった傷病の初診日が、国民年金の被保険者期間中又は60歳以上65歳未満にあった人で、障害認定日に障害の程度が1級又は、2級の状態に該当した場合、一定の納付要件を満たした場合に支給されます。

20歳前に初診がある傷病で、20歳に達した時に障害の程度が1級または2級の状態に該当する場合も支給されます。

※問合せ、申請先：気仙沼市保険年金課国民年金係(22-6600 内線272)、各町役場年金担当課

2) 障害厚生年金

厚生年金に加入している期間に初診日のある傷病によって障害の状態となり、障害認定日に障害の状態(1級、2級又は3級)に該当し、一定の納付要件を満たした場合に支給されます(その他の福祉施策については、居住している市社会福祉課、町福祉担当課にお問い合わせ、ご相談下さい。

VIII 資料

資料 I

気仙沼支援学校過去高等部卒業生の進路状況①（平成3～22まで）

進路状況	就職	進学	施設（作業所等）			在宅 その他	備考 （職種等）	計
			更生施設	授産施設	作業所等			
平成 3	1	0	0	3	2	2	縫製関係	8
平成 4	1	0	1	1	4	0		7
平成 5	1	0	1	2	1	2	水産加工	7
平成 6	4	0	0	4	0	0	水産加工、鉄鋼業、 製材業	8
平成 7	3	0	0	2	0	2	縫製関係	7
平成 8	0	1	1	1	1	3	職業能力開発校	7
平成 9	2	0	3	2	1	1	水産加工業	9
平成10	2	0	0	2	0	0	製材業、缶詰製造	4
平成11	3	0	2	0	1	3	水産加工、食品加工	9
平成12	2	0	2	3	1	1	印刷業、建築業、 販売業	9
平成13	5	2	3	4	2	1	水産加工、調理見習	17
平成14	5	0	3	2	0	0	水産加工、調理見習	10
平成15	2	0	2	4	1	2	水産加工、小売業 店員	11
平成16	4	0	5	5	2	0	クリーニング、小 売業店員等	16
平成17	3	0	6	0	1	1	食品加工、水産加工	11
平成18	6	0	5	0	1	1	水産加工、小売業 調理補助	13
平成19	1	0	6	2	0	0	清掃作業補助員	9
平成20	2	0	0	1	1	1	調理補助、清掃作 業補助	5
平成21	3	0	3	3	1	1	水産加工、飲食店、 調理補助	11
平成22	3	0	1	5	3	1	清掃作業補助員、 調理補助、小売業	13
計	53	3	44	46	23	22		191

進 学

宮城障害者職業能力開発校

更生施設

高松園、第二高松園、若生園、夢の森、ひまわり

授産施設

松峰園、若葉園、みのりの園、プロメッサ、ブナの木園、あすなろホーム
ふれあい

作業所等

のぞみ福祉作業所、あさひ、オレンジエッグ

※平成20年度以降に関しては就労移行・就労継続事業所は授産施設としてカウントし、生活介護事業所は更生施設としてカウントしてあります。

資料Ⅰ

気仙沼支援学校過去高等部卒業生の進路状況②（平成23～）

進路状況	就職	進学	施設（作業所等）				在宅 その他	備考 （職種等）	計
			生活介護	就労型	作業所	入所支援			
平成23	3	0	3	0	0	1	0	調理補助、小売業 支援学校臨時職員	8
平成24	1	0	9	0	0	0	2	自動車製造	12
平成25	6	1	4	3	0	0	0	水産加工、支援学校臨時 職員、介護補助、小売業	14
平成26	1	1	2	4	1	1	4	水産加工	14
平成27	4	1	4	5	1	0	6	小売業、野菜栽培補助、 飲食業 ※在宅その他6名中4名は 一般就労へ向け訓練中 (H28.5.1現在)	21
平成28	2	0	2	2	1	0	4	小売業、県臨時職員 ※在宅その他4名中2名は 一般就労へ向け訓練中。1 名は求職中(H29.5.1現在)。	11
平成29	3	0	3	7	0	0	1	小売業、建築業 サービス業 ※在宅その他1名は療養 介護(H30.5.1現在)	14
平成30	2	1	3	7	0	0	0	小売業、調理補助	13
令和元	0	0	2	6	0	0	2		10
令和2	3	0	5	6	0	0	0	小売業、水産加工	14
令和3	2	0	6	2	0	0	0	介護、水産加工	10
令和4	2	0	3	5	0	0	1	小売業、水産加工	11
令和5	4	0	2	2	0	0	0	小売業、水産加工	8
計	85	7	92	95	27	2	43		351

※平成22年までの入所更生施設利用者は資料Ⅰ-Ⅰの更生施設にカウントしてあります。

日中一時支援利用者は在宅・その他にカウントしてあります。

進学	宮城障害者職業能力開発校
生活介護	夢の森、みのりの園、のぞみ福祉作業所、すろ～らいふ、すてっぷ
就労型	松峰園、ひまわり、ふれあい、とれいん、ホープガーデン、 Orange Mates、かもみ～る、幸町ランチ
作業所等	あさひ、オレンジエッグ
入所支援	高松園、第二高松園、只越荘、若草園、若生園

